

雫石町道路占用料新旧対照表

令和6年4月1日以降

占用物件		単位	旧占用料	新占用料	
	第2種電柱	1本につき1年	590 円	840 円	
	第1種電話柱		340 円	490 円	
	その他の柱類		34 円	49 円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3 円	5 円	
	地下に設ける電線その他の線類		2 円	3 円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330 円	480 円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	200 円	290 円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680 円	980 円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		290 円	410 円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	830 円	670 円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	680 円	980 円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14 円	21 円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20 円	29 円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		31 円	44 円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41 円	59 円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61 円	88 円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		82 円	120 円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140 円	210 円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200 円	290 円	
	外径が1メートル以上のもの		410 円	590 円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			680 円	980 円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	410 円	330 円	
	地下に設ける通路		250 円	200 円	
	その他のもの		680 円	980 円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	8 円	7 円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	83 円	67 円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	83 円	67 円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	830 円	670 円
	標識	1本につき1年	540 円	780 円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8 円	7 円
		その他のもの	1本につき1月	83 円	67 円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8 円	7 円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	83 円	67 円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	830 円	670 円	
	その他のもの		410 円	330 円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			83 円	67 円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	68 円	98 円	